

鳥栖市監査告示第10号

令和7年3月12日

財政援助団体等監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

徳 淵 拓 三

地方自治法第199条第14項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 SAGA2024鳥栖市実行委員会
2. 改善措置内容 別添のとおり

令和6年度財政援助団体等監査結果に係る措置について

監査対象団体	SAGA2024鳥栖市実行委員会
所 管 課	スポーツ文化部 国スポ・全障スポ推進課

【注意・検討を求める事項】

◆契約事務

○決裁権者について

起工伺において、決裁権者を誤っている事案がある。

【措置内容】

契約事務の執行については、準用する鳥栖市財務規則及び鳥栖市契約事務マニュアル等を遵守し、適正な契約事務に努めます。

【注意・検討を求める事項】

◆契約事務

○業務発注について

契約締結に至る手続きを経ることなく、業務発注している事案がある。

【措置内容】

契約事務の執行については、準用する鳥栖市財務規則及び鳥栖市契約事務マニュアル等を遵守し、適正な契約事務に努めます。